

発議第1号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市議会議長 高木 寛房 様

提出者 つくばみらい市議会議員 中山 栄一

賛成者 つくばみらい市議会議員 海老原 弘

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 染谷 礼子

賛成者 つくばみらい市議会議員 中島 清和

賛成者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江 礼生奈

賛成者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

提案理由

議会の運営を円滑に行うことを目的として、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期満了による改選を、任期満了前に行うことができるようにするとともに、任期満了前に改選が行われた場合の前任委員の任期の特例を設けるため、つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会委員会条例（平成18年つくばみらい市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「後任委員」を「補欠委員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。
 - 4 前項の規定により任期満了の日前に改選が行われた場合の前任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該改選をもって終わるものとする。
- 第7条第4項中「第3条第3項による」を「第3条第5項の例による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくばみらい市議会委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第143号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員及び議会運営委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>2 議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>3 <u>任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により任期満了の日前に改選が行われた場合の前任委員の任期は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該改選をもって終わるものとする。</u></p> <p>5 <u>補欠委員</u>の任期は、前任委員の残任期間とする。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条第5項の例による。</u></p>	<p>(常任委員及び議会運営委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>2 議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 <u>後任委員</u>の任期は、前任委員の残任期間とする。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。</p> <p>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</p> <p>3 議長は、常任委員の申出があるときは、委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、<u>第3条第3項による。</u></p>